

秋の全国交通安全運動

運動期間

令和5年9月21日(木) ▶ 9月30日(土)

交通事故死ゼロを目指す日：令和5年9月30日



こどもと高齢者を
始めとする
歩行者の安全
の確保

夕暮れ時と夜間の
交通事故防止及び
飲酒運転等の根絶

自転車等の
ヘルメット着用と
交通ルール遵守の
徹底

わかやま交通安全ポスターコンクール2022 特別賞
近畿大学附属和歌山中学校 千綿 一颯 様

令和5年度交通安全年間スローガン

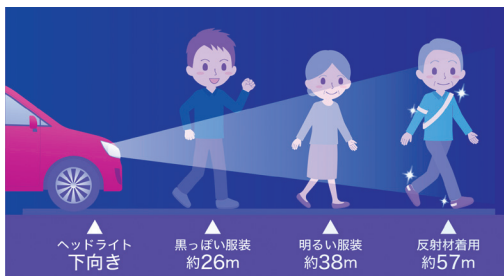
手をあげて とまる車に にっこりおれい

小学生以下の部【最優秀作】大久保 和馬 様

和歌山県・交通事故をなくする県民運動推進協議会

こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

反射材用品等を活用し、歩行者自身も交通事故に巻き込まれないようにしましょう。



「**反射材を着用している歩行者**」は
「**着用していない歩行者**」よりも
視認差は**2倍以上**

サイン **プラス**

サンクス 運動



○歩行者は・・・

横断歩道では信号を守ることはもちろん、信号機のない横断歩道では、歩行者は横断することをドライバーに明確に伝え（サイン）、横断を譲ってくれたドライバーには会釈などで「ありがとう」（サンクス）の気持ちを伝えましょう。

○自動車（ドライバー）は・・・

横断歩道を渡っている人や渡ろうとしている人がいる場合は必ず一時停止しましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

秋は日の入り時間が早くなるため、夕暮れ時（日の入り後1時間）は横断中歩行者の死亡事故が増加します。

ドライバーは

- ・ヘッドライトの早めの点灯を！
- ・夜間の対向車や先行車がない状況時のハイビームの活用を！



飲んだら乗るな！

飲酒運転は

しない・させない・許さない



飲酒運転は重大な犯罪であり、飲酒運転を行った者はもちろん、飲酒運転者への「車両の提供者」「酒類の提供者」「車両の同乗者」に対しても厳しい罰則が定められています。

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に関する新たな交通ルールが適用されています。

電動キックボード等に乗るときは

- ・ヘルメットの着用をしましょう（努力義務）。
- ・最高速度表示灯、ナンバープレート、ウィンカーの設置は必須です。
- ・自動車損害賠償責任保険（自賠責）の加入が必須です。
- ・飲酒運転は禁止です。

詳細は
県HPを
CHECK



自転車乗車中はヘルメットを着用しましょう
ヘルメットを着用（努力義務）して
頭部を保護し、安全運転を心がけましょう。



自転車安全利用五則を確認しましょう

- ・車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ・交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・夜間はライトを点灯
- ・飲酒運転は禁止
- ・ヘルメットを着用



自転車保険に加入しましょう

県条例では自転車保険への加入が努力義務となっています。
万が一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。